

4. 「障害者スポーツ」における「統合」の問題・序説

尾崎 正峰

序～シドニー・パラリンピック大会観戦記

2000年10月下旬、オーストラリアのシドニーにおいてオリンピックに続けてパラリンピック競技大会が開催された。筆者は、現地で5日間にわたってさまざまな競技会場を訪れ、そこで競い合う選手と熱心に声援を送る観客の姿を肌で感じる事ができた。

大会は華やかな賑わいの中にあり、筆者にとって「予想以上」というのが率直な第一印象であった。平日でありながら、シドニー市内からメイン会場に向かう列車は、日本のラッシュアワーを彷彿とさせるほどの満員であり、駅を降り立ってから入場口に行き着くまで人の波が途切れることはなかった。こうした人の波を、運営に関わる多くのボランティアがさばっていた。

会場内では、日本で言うところの小・中学校の社会科見学のような形で、学校単位で多くの子どもたちが行き来していたが、その顔を見てると多民族国家オーストラリアを実感した。

各競技会場はどこも満員で、たとえば、オリンピックでも使用されたスーパードームで競技が行われていた車椅子バスケットボールは、人気の高さも反映して、入場待ちの人々が長蛇の列をなしていた。中に入れば、競技のフロアのみならず観客の方もヒートアップしており、ゴールシーンでは大きな歓声が上がった。

参加規模は、前回のアトランタ夏季大会(1996)の103カ国4912人から、128カ国6002人に増加した。規模の拡大とともに競技内容や運営面を含めて「成功」と評された基盤として、オーストラリアの人々のスポーツへの関心の高さ⁽¹⁾、また、1995年「アクティヴ・オーストラリア」⁽²⁾等のスポーツ振興施策の蓄積があるといわれ、「オーストラリアは障害者スポーツ大国」⁽³⁾と報じた新聞記事もあった。

1. 「障害者」をめぐる日本の動向

日本の状況に目を転じてみると、過去最多の151人の選手が参加した。アトランタ大会では123人であったので、それほど顕著な増加とはいえないが、マスコミ報道(とくに、テレビ放映)は、アトランタ大会はおろか1998年の長野冬季大会とも比較にならないほど大きく多面的なものとなった。一例を挙げれば、NHKが毎日、午前と夜に競技ダイジェストの放送時間枠を設けたことがある。また、報道のスタンスについても、以前の「障害があるのにがんばっている」式のものではなく、「スポーツの競技会」として、その記録や勝敗に重点を置くようになったと思われる。障害をもつアスリートたちが従来から訴えてきた「オリンピック(選手)と同じスポーツ(マン)として見てほしい」という思いに少し近づいてきたといえるであろうか。

こうしたマスコミ報道の変化は、「障害者スポーツ」に直接的に関係する点を含め、さまざまな状況の変化が幾重にも折り重なることで起こってきた「障害者」問題への関心の高まりと社会の変容が後押しをしたと考えることができる。

まず、国家、および、政策のレベルにおける「障害者スポーツ」に関わる事柄について見てみると、1998年4月から6月にかけて「障害者スポーツに関する懇談会」(厚生省事務次官私的懇談会)が開催され、さまざまな立場からの議論がなされた。⁽⁴⁾この議論を基盤として、平成10(1998)年度予算のなかで「障害者スポーツ支援基金」(300億円の基金が補正予算で)が創設された。

こうした政府筋の動きとともに、「障害者スポーツ」の組織にも変化があった。1998年8月、上記の懇談会報告を受け、日本身体障害者スポーツ協会では「障害者スポーツに関する検討委員会」を設置し、「障害者スポーツ」に関する諸課題につ

いて検討を始めた。その検討結果に基づき、1999年8月20日、寄付行為の改正が認可され、「財団法人日本障害者スポーツ協会」と名称変更し、「身体障害者」だけでなくすべての「障害者」のスポーツの統括団体として再出発した(2001年秋には、「全国身体障害者スポーツ大会」と「ゆうあいピック」が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として宮城県で開催される)。あわせて、日本パラリンピック委員会(JPC)が設置され、競技力向上に取り組む組織が発足した。そして、2000年6月、日本障害者スポーツ協会は日本体育協会に加盟した。

「障害者スポーツ」に直接関わる領域において上記のような動きがあったが、より広く、1981年の「国際障害者年」以後、「障害者に関する世界行動計画」および「国連・障害者の10年」(1983~92)、「アジア太平洋障害者の10年」(1993~2002)などの国際的な動向⁽⁵⁾とともに、日本における「障害者」問題に対する取り組みとその成果の現れという側面もとらえておく必要がある。

1995年5月、各都道府県知事宛通知「市町村の障害者計画策定に関する指針について」、同年12月「障害者プラン～ノーマライゼーション7カ年計画」では、生活に密着した地域レベルにおいて、福祉のまちづくり(都市計画)、移動・交通、住宅設備等を含めた生活の様々な領域に関して、総合的に「障害者」対策を講じることを行政課題として重視すべきであることが示されていた。

法制度の面では「バリアフリー」をキーワードとして、1994年に「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(通称「ハートビル法」)が「不特定多数の者が利用する公共施設を高齢者・身体障害者等が円滑に利用できるよう措置していく必要のため、建築主への指導・誘導等の措置を施し、速やかに良質な建築を行う」目的で制定され、2000年には「公共交通機関を利用する身体障害者等の移動に係る負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性の向上を促進すること」を目的として「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移

動の円滑化の促進に関する法律」(通称「交通バリアフリー法」)が制定された。

また、1997年に通産省の「グッド・デザイン賞」に「ユニバーサルデザイン賞」が新たに創設されたように、特殊な改造を施すことなく、障害や機能低下のレベルに関係なく、通常・継続的に入手することができて、すべての人に利用しやすい環境と製品、すなわち「ユニバーサルデザイン＝共用」という考え方も広まってきている⁽⁶⁾。

2. 「障害者スポーツ」における「統合」の問題

パラリンピック大会が発展を遂げ、「障害者スポーツ」が多くの人々の注目を集めるようになった。⁽⁷⁾それは、ひとつには、パラリンピック大会を主催する国際パラリンピック委員会(IPC)が、国際オリンピック委員会(IOC)との関係強化を打ち出し、現実には、オリンピックとパラリンピックの「統合」が進んできていることの反映という側面がある。昨年(2000年)、IOCはオリンピック開催都市にパラリンピック実施を義務づけるなど、五輪憲章にパラリンピックの存在を明文化した。ステッドワード IPC 会長は、IOC との関係が深まっても IPC やパラリンピックの自立性は確保する態度を示している⁽⁸⁾が、ビジネス化を進める中で巨大化した IOC とオリンピックからの影響は決して小さくないと思われる。

また、1988年に発足した国際車椅子テニス連盟(IWTF)は、1998年1月に国際テニス連盟(ITF)と「統合」した。世界レベルでの競技団体の「統合」としては初のケースであるが、現在の活動は、車椅子テニスの賞金大会の開催や世界ランキングの認定、そして、普及活動と多岐にわたっている。

こうした世界レベルの競技組織・大会の「統合」は、パラリンピック大会の変容にとどまらず、「障害者スポーツ」のさまざまなレベルへと派生・連鎖してくるようになると思われる。長く「障害者スポーツ」の展開に関わってきた藤原進一郎も、現在、「障害者スポーツ」は「転機」を迎えていると述べている。⁽⁹⁾筆者は、「統合」の問題は、「同化へ

の強制」の危険をはらむものであることを意識しつつ、「公正」と「平等」との関係の中で問われる必要があると考える。ここでは、以下にいくつかの論点整理を試みるが、紙幅の関係もあり、現段階では雑多にポイントを列挙するにとどまらざるを得ない。

(1) パラリンピック大会の「転機」

パラリンピック大会における「南北問題」

「南北問題」が国家間の経済格差にもなっており、生起する諸問題を指すように、「障害者スポーツ」においてもエコノミカル・ディバイド (economical divide) に基づく「南北問題」ともいべき問題がある。

パラリンピック大会などの競技大会への参加そのものがない国々が、発展途上国を中心にいまだ数多くある。よしんば、参加できた場合でも競技条件等に多くの差違がある。極東・南太平洋障害者スポーツ大会 (フェスピック) バンコク大会 (1999) において⁽¹⁰⁾、松葉杖でトラック競技を行う選手の姿に象徴的に現れていた。科学技術の発展が「障害者スポーツ」の競技用具の性能水準の向上に寄与し、選手と技術者との共同作業がさらなる改善の成果を生み出してきたことの価値は疎かにはできない。しかし、「よりよい器具」はおろか、器具そのもの、競技そのものにアクセスできない存在へのまなざしを忘れてはならない。

「勝利」の意味の変容

今回のシドニー大会では、ドーピング摘発への検査態勢がオリンピックと同等のものになり⁽¹¹⁾、その抜き打ち検査によって複数の選手から薬物反応が明らかになりメダルを剥奪された。これまでも「反ドーピング・キャンペーン」に見られるように、パラリンピック大会においてもドーピングは無縁のものではなかった。⁽¹²⁾とはいえ、ドーピング問題が拡大している背景には、オリンピックとの「統合」(および、ステッドワード会長が主導する「パラリンピックの競技志向」の方針)が進む中、「勝利」によってもたらされるものが個人の「名誉」以外のものへと拡大してきていること

があると思われる。⁽¹³⁾

「クラス分け」問題

さまざま異なる障害をもつ選手たちに対して「フェアな競争」を確保するための「クラス分け」は従来から行われてきているが、その「指標」については大会ごとに大きな議論を巻き起こすものである。「クラス分け」の歩みは試行錯誤の歴史といってもよい。一例を挙げれば、1992年、3つの障害者競技団体が「統合」してひとつの基準に基づく水泳競技の「クラス分け」が行われたが、その妥当性については多くの議論があった。⁽¹⁴⁾「勝利」の意味の変容という状況が折り重なる中で、あらためて「フェアな競争とは何か」が問われてくることになり、「クラス分け」はそのもっとも最前線の課題となろう。

(2) 障害への自他の「まなざし」

シドニー大会のパフレットやカレンダーには、オーストラリアのパラリンピック選手たちがモデルとして登場している。カメラのレンズを通して映し出される「被写体」としての彼ら(われら)は、ほかでもない鍛え抜かれた身体をもつアスリートであるというメッセージを感じる。あえて言えば、自らの身体をさらけだしているとすら言うことができるここには、障害は「隠すべきもの」という従来の視点は見えにくい。見られるのは、障害をあるがままに受けとめる姿、さらには、「障害者である」自分を大切に⁽¹⁵⁾直截な姿である。ここに至って、次に問われるのは、障害をもつもたないにかかわらず、障害(者)を見る側の視線と、そこに伏在する意識である。

先天的にせよ後天的にせよ、障害をもつものが、障害に対する否定的なとらえ方から、障害を受容し、積極的に意味転換を図り、尊厳を回復し再起していくこと。こうしたプロセスにおけるスポーツの意義については、これまでも論究されてきた。⁽¹⁶⁾イギリスの T.Williams は、個々のケーススタディをもとに検討を加え、“Disability Sport Socialization(障害者スポーツの社会化)”という概念を提起し、“Identity Construction(アイデン

ンティティの構築)”のプロセスを重ね合わせてとらえようとしていた。(17)

障害によって失ったアイデンティティを再び(新たに)獲得する過程について、石川准が「存在証明」という説明を加えている。(18)自らの存在の価値についての他者による承認と他者の存在価値の承認。ここに見る補完性、相互依存性、相互承認の関係は、日常的な「政治」過程の絶え間ない繰り返しの中で存立する。これは、ふだんは無自覚的であり、安定的に見えるが、障害(あるいは、障害に起因する差別)によって大きく動揺する。この存在価値や自尊心の動揺のなかで、人々は自らの存在を価値あるものとして証明し、再びの安定を求めてさまざまな手段を執る。それは、既成の価値の否定であったり、新しい価値の創造であったりする。石川も述べるように、これらの価値に対するアプローチは、真っ向からぶつかり合う面も持っており、また、個々人のなかにおいても複雑に絡み合い、折り重なっており、截然と区別されるものではない。それゆえ、「あれか、これか」という安直な理解と選択は差し控えなければならない。ここでは「共生と多様性の祝福へと社会を向かわせる変動の契機 - 存在証明の動的再帰性 - 」と石川が提起している点に注目しておきたいことを表明するにとどめたい。

<注>

- (1) Jim McKay, John Hughson, Geoffrey Lawrence, and David Rowe(2000) 'Sport and Australian Society', J.M.Najman and J.S.-Western (eds) A Sociology of Australian Society 3rd edn, The University of Queensland.
- (2) 『スポーツ白書 2010』、SSF 笹川スポーツ財団、2001。
- (3) 『朝日新聞』2000年10月16日朝刊。
- (4) 拙稿「障害をもつ人々のスポーツの動向」『研究年報 1999』、一橋大学スポーツ科学研究室。
- (5) 中野善達編『国際連合と障害者問題』、エンパワメント研究所、1997。
- (6) 総理府編『障害者白書平成12年版』、2000。

(7) Gudrun Doll-Tepper(1999), 'Disability Sport', J.Riordan and A.Kruger(eds) The Inter-national Politics of Sport in the Twentieth Century, E&FN SPON.

(8) R.Steadward(1995), 'Integration and Sport in the Paralympic Movement', IPC Congress.

(9) 『読売新聞』2000年10月5日。

(10) 'Disabled athletes fight apathy', Bangkok Post, April 12, 1998.

(11) Doping Control Guide (2000), Sydney Paralympic Organising Committee.

(12) この問題に関して、パラリンピックの場合、「治療のための薬物投与」と「薬物不正使用」との狭間という側面がある。

(13) ドーピングとは問題の質を異にするが、スペインのバスケットボール(知的障害)チームの「障害詐称」問題も「勝利」の意味の変化を体現している事例といえることができる。また、「障害者」スポーツにおける「プロ化」の進展なども象徴的な事例である。

(14) K.Ricter, C.Adams-Mushett, M.Ferrara, and B.McCann(1992), 'Integlated Swimming Classification: A Faulted System', Adapted Physical Activity Quarterly Vol9-1, Human Kinetics.

(15) 長瀬修「障害学に向けて」石川准、長瀬修編著『障害学への招待』、明石書店、1999。

(16) 日本での先駆的研究として、芝田徳造『スポーツは生きる力』、民衆社、1986。

(17) T.Williams(1994), 'Disability Sport Socialization and Identity Construction', Adapted Physical Activity Quarterly Vol11-1, Human Kinetics. 日本における研究では、藤田紀昭「ある身体障害者のスポーツへの社会化に関する研究」『スポーツ社会学研究6』、1998、法政大学出版。

(18) 石川准「障害、テクノロジー、アイデンティティ」前掲書(15)所収。